

平成18年4月24日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

日本スポーツ用品厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取り扱い（案）」に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた、実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取り扱い（案）」について、下記のとおり意見を提出する。

記

平成16年に厚生年金保険法が改正され、代行部分が最低責任準備金とされたことから、基金設立事業所は厚生年金基金の代行部分について、最低責任準備金を超えて負担することがなくなり、基金設立企業の代行部分に対する責任が根本から変わった。

したがって、本公開草案に反対するとともに代行部分については退職給付会計基準の対象外とする、もしくは退職給付会計基準の対象とするのであれば、債務を最低責任準備金とするよう早急に見直しを要望する。